

前回(平成19年)の検討概要

特別支援障害者についての基本的考え方

- 前回（平成19年）の検討会では、障害者校の果たすべき役割を念頭に置きつつ、障害者校が特に重点的に取り組むべき対象者について、その受入れと円滑な職業訓練を推進するため、「特別支援障害者」として位置づけて、より具体的な対象範囲を決定した。

「特別支援障害者」の要件について

- I 一般的な集合訓練の実施に難しい面があり、障害の態様に応じた個別的対応を特に要する障害者
- II 障害の態様に応じた職業訓練に関わる技法・経験がまだ十分蓄積されておらず、新たな技能習得ノウハウの開発・試行等の対応を要する障害者
- III 特別な支援を要する障害者に対して適切に対応できる精神科医など外部の専門家や支援者等（障害者校において一般的に配置されていない者）との継続的な連携・協力を要する障害者

上述の3つの要件は、職業訓練指導員が細かな配慮や創意工夫に基づいた訓練支援を提供することで、職業訓練機会の拡充や訓練効果を高めることにより、仕事上の活動制限や参加制約が取り除くことが可能となると考えられる障害者を「訓練実施に当たり、より重点的に支援を実施していく必要性の高い障害者」と見なすとの観点によって整理したもの。

上述の要件に該当する障害者の具体的範囲について、①障害者校における訓練生の受入状況、②訓練生に対する支援配慮の内容、③職業訓練上の課題等を総合的に勘案し、当面、以下の者を対象とする。

- ・ 視覚障害者1・2級の者、
- ・ 上肢障害1級の者（脳性まひによる上肢機能障害を含む）
- ・ 2級以上の両上肢障害及び2級以上の両下肢障害を重複する者又は3級以上の脳性まひによる上肢機能障害及び3級以上の脳性まひによる移動機能障害を重複する者
- ・ 体幹機能障害1・2級であって特に配慮を必要とする者
- ・ 精神障害者
- ・ 発達障害者
- ・ 高次脳機能障害者

- 上記の特別支援障害者の範囲は、前回の検討会において、同じ障害種別・等級でも、障害者ごとにその態様は様々であり、職業訓練技法や訓練環境の変化に伴い必要な支援内容も変化することを踏まえ、暫定的に定めたものであり、今後、その範囲を見直すことを視野において検討したものである。

「障害者職業能力開発校における障害種別・等級別入校状況調査」概要

1 調査対象校

障害者校全19校

2 調査対象者

平成18年度に入校した訓練生

3 入校状況調査の集計結果

対象者の状況	入校者数	入校者全体に占める割合
知的障害	383	23.1%
重複障害	381	22.9%
聴覚障害2級	148	8.9%
内部障害1級	79	4.8%
下肢障害2級	54	3.3%
下肢障害1級	49	3.0%
上肢障害2級	28	1.7%
精神障害	27	1.6%
体幹障害2級	23	1.4%
高次脳機能障害	18	1.1%
脳性まひによる移動機能障害2級	13	0.8%
視覚障害2級	11	0.7%
視覚障害1級	9	0.5%
発達障害	8	0.5%
体幹障害1級	5	0.3%
脳性まひによる上肢機能障害1級	5	0.3%
脳性まひによる上肢機能障害2級	4	0.2%
上肢障害1級	3	0.2%
脳性まひによる移動機能障害1級	3	0.2%
内部障害2級	2	0.1%
障害者校全体の入校者数	1,661	-

(調査結果における重複障害の内訳)

重複障害の状況	入校者数	重複障害に占める割合
上肢障害+下肢障害 (脳性まひによるものを含む)	290	76.1%
下肢障害+体幹障害	18	4.7%
上肢障害+体幹障害	11	2.9%
下肢障害+内部障害	10	2.6%
知的障害+発達障害	7	1.8%
聴覚障害+体幹障害	6	1.6%
脳性まひによる移動機能障害 +体幹障害	4	1.0%
下肢障害+知的障害	4	1.0%
知的障害+精神障害	3	0.8%
聴覚障害+内部障害	3	0.8%
その他	25	6.6%
重複障害合計	381	100%

※ 聴覚障害1級は単一障害では存在しないため外している。

「職業訓練上特別な支援を要する障害者に関する状況把握調査」概要

1 調査対象校

職業訓練実績が十分にあると考えられる「中央障害者校」及び「吉備高原障害者校」

2 調査時期

平成19年8月から9月

3 調査対象者

上記1の障害者校に在籍する訓練生及び平成17年度～18年度に在籍していた訓練生について、以下の障害種別・程度ごとに、原則として各2名以上の受講者を抽出。対象者の抽出にあたっては、該当する障害以外の要因で職業訓練上の課題を抱える者は可能な限り除外。

- ・視覚障害1級・2級
- ・聴覚障害1級（言語障害との重複）・2級
- ・上肢障害1級・2級
- ・下肢障害1級・2級
- ・体幹障害1級・2級
- ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変（以下「脳性まひ」という。）による上肢機能障害1級・2級
- ・脳性まひによる移動機能障害1級・2級
- ・心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能障害若しくは免疫機能障害（以下「内部障害」という。）1級・2級
- ・知的障害
- ・精神障害
- ・発達障害
- ・高次脳機能障害

4 調査方法

職業訓練指導員が、抽出した訓練生1人ごとに職業訓練支援に係る各調査項目について、関与時間、支援水準の点数を以下の表に基づき記載。

複数の訓練生が対象となるため、調査項目ごとに点数を平均したものを当該障害別・等級における各調査項目の点数とし、調査項目ごとの点数を合計したものを当該障害種別・等級の点数とした。

関与時間	点数
ときどき、または一時的に必要	1点
一定程度の頻度で必要	2点
常時支援が必要	3点

支援水準	点数
高い技術・経験は要しない	1点
一定程度の技術・経験を要する	2点
かなり高度の技術・経験を要する	3点

【調査項目】（詳細は別添参照）

- ・受講のための環境整備、訓練上の配慮等
- ・生活支援
- ・就職支援等
- ・その他

5 調査結果

対象者の状況	サンプル数	合計
知的障害	6	70.0
高次脳機能障害	10	61.6
発達障害	7	60.6
視覚障害2級	5	48.8
視覚障害1級	4	44.8
精神障害	5	39.2
体幹障害1級	8	31.4
脳性まひによる移動機能障害2級	4	30.8
下肢障害1級	9	27.9
体幹障害2級	4	27.3
上肢障害1級	7	27.1
脳性まひによる移動機能障害1級	2	26.5
脳性まひによる上肢機能障害2級	7	26.4
聴覚障害2級	10	25.6
聴覚障害1級	3	25.3
脳性まひによる上肢機能障害1級	3	25.3
上肢障害2級	9	23.4
内部障害2級	4	23.3
下肢障害2級	6	19.5
内部障害1級	6	18.7
身体障害の平均	5.7	28.3
全 体 平 均	6.0	34.2

※ 太線は、全體平均（34.2）及び身体障害者の平均（28.3）を上回る範囲を示す。

全体平均
34.2

身体平均
28.3

「職業訓練上特別な支援を要する障害者」に関する状況把握調査

【対象者の状況】

対象者の障害種別・程度 : ○○障害 ○級

対象者の年齢・性別 : ○○歳 ○性

対象者のプロフィール、その他特記事項

(※例えば、障害発生年齢、特別支援学校在校経験、利用補装具等を必要に応じ記入する)

(※重複障害者等については、この欄に記入する)

(※その他特記事項として記入担当者の所見がある場合は、この欄に記入する)

【受講のための環境整備・訓練上の配慮等】

- 入校時において、個々の状況に応じた方法を用いて本人の障害状況等を把握し、入校後の訓練カリキュラムの策定等を行っている
- 障害に配慮した特別な訓練科あるいは訓練コースを設定している
- 障害に配慮した特別なカリキュラムを策定している
- 通院や適応状況に配慮してカリキュラムを弾力的・個別的に設定、実施している
- マンツーマンまたはこれに準ずる訓練上の支援を行っている
- 障害に応じたテキストや作業指示書を作成し訓練を実施している
- 障害に応じた支援機器の開発・試行を行っている
- 専用機器・ソフトの活用方法と業務への応用の教示を行っている
- 教材の読み上げ、ページめくり、検定試験のマークシート代筆、検定時間の延長、コピークリップ押印補助等の作業を補助している
- 通常の指示が理解され難い場合等に、通常より時間をかけて伝達したり、代替手段や補助教材等を活用して理解度を確認している
- 日常生活の不安、悩み事等について個別ガイダンスを実施し、健康・生活面の把握を行っている
- 対人技能、社会生活技能を重視した職業生活指導を実施している

関与時間	支援水準

【生活支援】

- 校内及び校外実習の際の移動補助を行っている
- 天候に応じた通勤支援等をしている
- 食事、トイレ、入浴等生活に係る配慮を行っている（訪問介護員等の活用による場合を含む）
- 体調や服薬などの健康管理について、専門機関や家族と連携・調整している

【就職支援等】

- 障害等に応じて、就職活動における基礎知識の付与、職場実習による就業体験機会の提供等、個別の就職支援を行っている
- 障害者校での訓練状況の観察や説明会等を通じて、企業に障害の理解促進を図るとともに、個々の障害者が就職するために必要となる職場環境整備のコンサルティングを行っている

【その他】

- その他個別の支援事項を行っている（ ）

「訓練生に対する支援・配慮事項についてのアンケート調査」概要

1 調査対象校

障害者校全 19 校

2 調査対象者

平成 18 年度に入校した訓練生

3 障害の様様に応じた特別な支援・配慮を行っている事項の調査結果

【視覚障害】

- ・音声化ソフト、音声電卓、点字ディスプレイの使用
- ・テキストの電子ファイル化、点字化、音読テープの使用
- ・マウス操作をキーボード操作に変換したテキストファイルの使用
- ・手すり、専用洋式トイレの設置
- ・座席を前に配置し、必要に応じてテキストの読み上げ
- ・検定試験時のマークシート代筆、検定時間の延長

【聴覚障害】

- ・手話、筆談、プリント配付、席の配慮、手話通訳員配置
- ・口話が読み取りやすいよう配慮

【上肢障害】

- ・解答用紙固定のための文鎮の使用
- ・手すり、専用洋式トイレ、自動昇降机の設置
- ・試験問題を拡大し、パーテーションとマットを準備し足で筆記
- ・マウスにマジックテープをはり操作性向上
- ・トラックボール、入力補助、自前の道具の使用
- ・キーピッチの異なるキーボード、使いやすいマウスの利用
- ・マークシートの試験問題を塗りつぶしからチェックに変更
- ・筆記課題は B 4 以上の用紙を使用
- ・室内温湿度を常に調整し、扇風機等を使用
- ・通校の介助
- ・材料固定、コピー、クリップ、押印の補助
- ・試験問題のページめくり
- ・トイレの介助
- ・試験や訓練の実施時間を本人のペースで実施
- ・応用課題を減らし、1 つの課題に費やす時間を多くする

【下肢障害】

- ・トイレ時間（おむつ交換）の配慮

【体幹障害】

- ・手すり、専用洋式トイレ、専用の机の設置
- ・解答用紙固定のための文鎮の使用
- ・PC 入力時の時間的配慮、専用トラックボールの使用
- ・キーピッチの異なるキーボード、使いやすいマウスの利用（片側まひ）
- ・車椅子使用可能な机、席、パソコン、プリンターの配置の配慮
- ・室内温湿度を常に調整し、扇風機等を使用
- ・歩行用の通路の確保、転倒しないよう配慮
- ・マークシートの試験問題を塗りつぶしからチェックに変更
- ・立ち作業の援助、移動距離の少ない備品の配置
- ・試験問題のページめくり
- ・コピー、クリップ、押印の補助、落下物を拾ってあげること
- ・移動に便利な座席の配置、校外実習の移動補助
- ・トイレの介助、昼食時の配膳手伝い
- ・片手で作業可能な治工具の利用、材料固定の補助（片側まひ）
- ・検定試験時のマークシートの代筆
- ・利き手の交換のためのマウス操作練習（片側まひ）
- ・てんかん発作の度に安静な場所へ移動し、看護士が対応
- ・試験や訓練の実施時間を本人のペースで実施

【内部障害】

- ・透析、水分補給に係る訓練時間の調整
- ・携帯電話使用の配慮、体調管理、食事配慮

【知的障害】

- ・労働習慣の確立、コミュニケーションスキルの向上の支援
- ・感情や欲求のコントロール

【精神障害】

- ・席の配置の配慮
- ・生活リズムの安定支援と個別訓練計画、医療機関との連携
- ・負担が少なく達成感が得られるカリキュラム策定

【発達障害】

- ・写真や実物等の視覚的に分かりやすい教材の使用
- ・場面にふさわしい行動をその都度指導
- ・予定変更や複数作業の同時進行を避ける
- ・生活指導員の配置、生活リズムの改善
- ・リラクゼーション手段の獲得指導
- ・興味ある作業で成功体験を獲得させる

【高次脳機能障害】

- ・導入訓練時の適職探索の実施
- ・手順書、声かけ、治工具などの代替手段の獲得

